

令和7年度 墨田区立本所中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
墨田区立本所中学校
校長 齊藤伸治

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) やさしさや思いやりを大切に、いじめを許さない学校づくりを勧める。
- (2) 啓発活動により生徒がいじめを許さない意志をもち、いじめを予防する。
- (3) いじめを早期発見し、いじめ問題には迅速、かつ、組織的に対応する。特に、いじめに遭っている生徒は保護者や学校等に知られないようにしようとする傾向があることに留意して対応していく。
- (4) 保護者会、学校運営連絡協議会、PTA役員会等による保護者、地域との連携を大切に、SC、SSW等の専門職や子育て支援総合センター、病院等の専門機関との連携を深めることで、複雑多様ないじめ問題に対処する。
- (5) いじめは、いつでも、誰にでも、どこにおいても生ずる可能性があることを前提として、いじめ問題を克服するため学校組織をあげて対応していく。
- (6) いじめ問題の解決のための本校の組織的な合い言葉は、「生徒の心に寄り添う」であり、加害生徒・被害生徒をはじめ、保護者の心にも寄り添うという心構え・身構えで、いじめの予防はもとより、早期発見、早期対応、早期解決、そして、いじめ根絶を目指していく。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 本所中学校はいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- (2) 本所中学校教職員は基本理念に則り、本所中学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、子育て支援総合センターその他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本所中学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめに適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

- (1) 学校いじめ対策委員会
 - ① 設置の目的
 - ア いじめ問題の実態把握と対応を統括する。
 - イ いじめ問題に対する組織の評価、改善について提言する。
 - ② 所掌事項
 - いじめ問題の実態把握と報告。
 - いじめ問題の対応方法提案指導。
 - いじめ問題対応の評価と改善提言。

○いじめ問題への予防対策の提言。

③ 会議

「拡大委員会」、「作業委員会」、「臨時委員会」を設ける。

④ 委員構成

ア 「拡大委員会」は校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、生活指導部員、PTA会長、その他校長が必要と認める者を構成員とする。

イ 「作業委員会」は副校長、生活指導主任、生活指導部、スクールカウンセラーを構成員とする。

ウ すみやかな対応のための「臨時委員会」を開催する。(校長、生活指導主任、該当生徒の学級担任等で構成する。)

⑤ 記録の作成と保管

ア 各会議の記録は、所定の書式で作成し、20年間保存する。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

専門的な立場から組織的な学校支援体制とする。

② 所掌事項

いじめの誘因となる現象について専門的組織的な対応をする。

③ 会議

専門的な立場からの提言により校長が必要と認められた事例を会議する。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、該当学年主任、該当担任、スクールカウンセラー、養護教諭、外部機関関係者(スクールソーシャルワーカー、子育て支援総合センター職員、児童相談所職員、保健師、その他)

(3) いじめ対策推進会議

校長・副校長・主幹教諭・主任教諭等で構成し月1回開催する企画調整会議の中において、いじめ対策推進会議を位置付け、本校のいじめ対応や予防についての進捗状況を確認し、リアルタイムに情報連携と行動連携を具現化して、予防対応、および、解決対応を推進していく。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

① いじめ防止に関する授業を道徳科または学級活動等で計画的に実施し、生徒たちで解決すべき問題として考えさせる授業を展開する。(年3回以上、そのうち1回は地区公開講座として実施。) 校内研修で年間3回の道徳科の研究授業を人権尊重に関わらせて展開する。

② いじめ予防の啓発活動を生徒会活動、人権教育の授業で展開する。

外部講師を招き、差別やいじめに関する人権教育を展開する。生徒会朝礼や放送等

で生徒会によるいじめ防止の呼びかけをする。

- ③ 全校集会、学年集会、学級指導、学年指導、総合的な学習の時間等を通して、全教職員が生徒に対する人権意識の啓発を行う。

互いを認め合う人権尊重の基礎としてのあいさつを生徒に指導する。人権感覚を育てるために、教師が人権尊重に関して生徒の手本となる。

- ④ 情報教育でネットいじめの学習を勧める。

生徒だけのSNSを禁止し、ネットいじめから生徒を守ると同時に、学級指導やセーフティー教室等でネットいじめをさせない指導をする。

- ⑤ 保護者会等で保護者からの啓発活動を促す。

保護者会等の機会にいじめに関して家庭で指導するように働きかける。またPTA活動にいじめ防止の運動を展開するよう依頼する。

(2) 早期発見のための取組

- ①生活ノート等を活用して生徒とのコミュニケーションを深める。

学級の生徒全員の生活ノート等を担任が読み、返事を書く。

- ②教育相談等による定期的な面談の実施。

生徒の悩み事から生徒間の人間関係のトラブルを発見する。

- ③登校指導、下校指導、休み時間等に生徒の近くに教員を配置する。

常に教員が巡回し生徒の行動を観察する。

- ④年3回のいじめアンケートを実施し、早期発見・初期対応を組織的に努める。

- ⑤教職員対象の年2回のふれあい月間で、いじめ防止対策の取り組み状況を各自で振り返り、課題や改善策を見出し、学校としての重点課題に対して組織的に取り組む。

(3) 早期対応のための取組

- ①把握した情報をもとに臨時委員会で対応を検討し、方針を校長が決定する。

- ②被害生徒の安全確保と相談、保護者への連絡。

- ③加害生徒に対する指導と相談、保護者への連絡。

- ④いじめ報告者の生徒の安全確保。

- ⑤いじめ対応に関する報告連絡相談の徹底。

(4) 重大事態への対処

- ①人権尊重に則った対処を原則とする。いじめを受けた生徒、その保護者の人権尊重に留意する。

- ②被害生徒の保護者への連絡と保護者の意向確認。

- ③被害生徒をスクールカウンセラーの相談につなげる。

- ④加害生徒の指導と相談。

- ⑤教育委員会への報告連絡を速やかにし、サポート体制を確立する。

5 教職員研修計画

(1) 人権教育研修の充実

人権教育を校内研修の主要テーマとし、校内研修や学年会、若手教員研修等の様々な機会をとらえて人権に関する研修を校内で実施する。

(2) 拡大学年会における具体的問題への実態把握と指導方法の提案

生活指導や教育相談を重点化した教職員の学びの場を設定する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会やPTA実行委員会における啓発活動を推進する。

(2) 広報部や校外指導部などのPTA活動を通して啓発活動を推進する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会を通して町会や育成委員会等と連携を深める。

(2) SSWや子育て支援総合センター等との定期的情報交換をする。

(3) 個人情報の保護、警察への通報などについて教職員間の共通理解をもつ。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価外部評価にいじめ防止対策について項目を設け評価する。

(2) 学校評価内部評価にいじめ防止対策といじめ対応についての項目を設けて評価する。

(3) いじめ防止対策、いじめ問題対策に関する評価があるたびに改善を提言する。